



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 人事委員会規則

*33	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	.....	2
*34	教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	.....	8
*35	警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	.....	14
*36	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	21
*37	教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	22
*38	警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	22
*39	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	23
*40	教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	24
*41	警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	26
*42	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	27
*43	教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	29
*44	警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	30
*45	職員の特勤勤務手当に関する規則及び職員の特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	.....	32
*46	警察官の特勤勤務手当に関する規則及び警察官の特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	.....	33
*47	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	34
*48	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	35
*49	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	36
*50	農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	38
*51	義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則	.....	39
*52	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	40
*53	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	.....	41
*54	職員の退職手当の支給に関する規則及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	.....	41
*55	職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則	.....	43
*56	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	.....	44
*57	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	.....	45
*58	職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	.....	48
*59	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	.....	49
*60	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	.....	50
*61	職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則	.....	53
*62	職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則	.....	54
*63	教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則	.....	54

\*64 警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則 ..... 54

\*65 職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料に関する規則 ..... 55

\*66 教育職員の給与に関する条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則 ..... 62

\*67 警察職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則 ..... 69

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第33号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第6条の人事委員会規則で定める時間）</p> <p>第3条 条例第6条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）</p> <p>第6条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員 条例第9条第3項</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第9条第2項又は第10条第2項若しくは第3項</p>	<p>（条例第6条の人事委員会規則で定める時間）</p> <p>第3条 条例第6条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>（再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）</p> <p>第6条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 再任用短時間勤務職員 条例第9条の2</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第9条第2項若しくは第3項若しくは第10条第2項若しくは第3項、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第54号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第47号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第3号）附則第3項（同条例附則第4項において準用</p>

(給料の調整額)

第7条 略

2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2の2に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

7 略

(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当)

第10条 略

2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める

する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第2項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第58号)附則第3項(同条例附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第2項

(給料の調整額)

第7条 略

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 略

(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当)

第10条 略

2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める

時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- (1) 略
- (2) 交替制等勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき（前号に該当する場合を除く。）次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間  
ア・イ 略

3～11 略

（期末手当及び勤勉手当）

第13条 略

2 条例第23条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 略
- (2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員又は第13条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。）として在職するもの

(3) 略

3～8 略

（期末手当に係る在職期間）

第13条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合（第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)～(9) 略

4 略

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）をもって1日とする。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短

時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 略
- (2) 交替制等勤務職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき（前号に該当する場合を除く。）次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間  
ア・イ 略

3～11 略

（期末手当及び勤勉手当）

第13条 略

2 条例第23条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 略
- (2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員又は第13条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者（非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。）として在職するもの

(3) 略

3～8 略

（期末手当に係る在職期間）

第13条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合（第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)～(9) 略

4 略

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分（再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）をもって1日とする。
- (3) 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤

時間勤務職員であった期間のうち、前号の規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

務職員であった期間のうち、前号の規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

付 則  
1～12 略

付 則  
1～12 略

(条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

13 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第7条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第17項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

14 育児休業条例附則第3項(同条例附則第4項の規定により読み替えられた育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例附則第17項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

別表第2中「調整基本額表(第7条関係)」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員調整基本額表(第7条関係)」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第2の2 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表(第7条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円

7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

## イ 医療職給料表（1）

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

## ウ 医療職給料表（2）

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

## エ 医療職給料表（3）

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円

## 附 則

## (施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「掲げる時間」を「定める時間」に改める部分に限る。）及び第10条第2項の改正規定（「掲げる時間と」を「定める時間と」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第41号）附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の給与に関する規則（以下この項から第4項までにおいて「新規則」という。）第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第7条第4項の規定を適用する。
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第3条、第6条の2、第7条第3項、第10条第2項、第13条第2項並びに第13条の5第3項及び第5項の規定を適用する。
- 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第11条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。以下この項において「旧定年条例」という。）第3条に規定する年齢（改正法の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第7条及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新

規則第7条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号及び第3号において同じ。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の給与に関する条例（次号において「旧条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の職員の給与に関する規則（次号において「旧規則」という。）第7条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第7条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

#### 和歌山県人事委員会規則第34号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正後

改正前

(条例第6条の人事委員会規則で定める時間)  
第3条 条例第6条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(3)・(4) 略

(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)

第7条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 条例第9条第2項
- (2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第20条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第10条第2項又は第3項

(給料の調整額)

第8条 条例第10条の2に規定する職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に調整数として1を乗じて得た額とする。

- 2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に調整数として1を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(条例第6条の人事委員会規則で定める時間)  
第3条 条例第6条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(3)・(4) 略

(再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)

第7条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 再任用短時間勤務職員 条例第9条の2
- (2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第20条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第9条第2項、第10条第2項若しくは第3項、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第58号)附則第5項(同条例附則第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第4項、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第51号)附則第5項(同条例附則第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第4項、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第24号)附則第3項(同条例附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第2項又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第67号)附則第3項(同条例附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第2項

(給料の調整額)

第8条 条例第10条の2に規定する職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に調整数として1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- (2) 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- 3 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1に掲げる額
- (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1の2に掲げる額
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定による給料の調整額並びに第3項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

(管理職手当)

第11条の2 略

- 2 条例第15条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員は、別表第2の職の欄に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別表第2の2ア及びイの表の管理職手当の欄に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3・4 略

(超過勤務手当及び休日勤務手当)

第12条 略

- 2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。
- (1) 略
- (2) 交替制等勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員について、38時間45分に満たない勤務

れ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする

。

(管理職手当)

第11条の2 略

- 2 条例第15条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員は、別表第2の職の欄に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別表第2の2ア及びイの表の管理職手当の欄に掲げる額(再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3・4 略

(超過勤務手当及び休日勤務手当)

第12条 略

- 2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。
- (1) 略
- (2) 交替制等勤務職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員又は短時間勤務職員について、38時間45分に満たない勤務時間が割

時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき（前号に該当する場合を除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

3～11 略

（期末手当及び勤勉手当）

第14条 略

2 条例第19条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 略

(2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員又は第14条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者（非常勤である者にあつては、定年再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員に限る。）として在職するもの

(3) 略

3～8 略

（期末手当に係る在職期間）

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合（第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)～(9) 略

4 略

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分（定年再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員であった期間にあつては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）をもって1日とする。

(3) 定年再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員であった期間のうち、前号の規定

り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき（前号に該当する場合を除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

3～11 略

（期末手当及び勤勉手当）

第14条 略

2 条例第19条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 略

(2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける職員又は第14条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者（非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員に限る。）として在職するもの

(3) 略

3～8 略

（期末手当に係る在職期間）

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合（第7号及び第8号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)～(9) 略

4 略

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分（再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員であった期間にあつては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）をもって1日とする。

(3) 再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員であった期間のうち、前号の規定により

により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

付 則  
1～10 略

付 則  
1～10 略

(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

- 11 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第8条第3項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額)

- 12 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の2第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第12項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

- 13 育児休業条例附則第5項(同条例附則第6項の規定により読み替えられた育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例附則第12項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

別表第1中「調整基本額表(第8条関係)」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員調整基本額表(第8条関係)」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の2 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表(第8条関係)

ア 高等学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特 2 級	9,100円
3 級	10,200円

4 級	12,500円
-----	---------

## イ 中学校教育職員給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特 2 級	8,900円
3 級	10,000円
4 級	12,200円

別表第2の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「掲げる時間」を「定める時間」に改める部分に限る。）及び第12条第2項の改正規定（「掲げる時間と」を「定める時間と」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則（以下この項から第4項までにおいて「新規則」という。）第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第8条第3項及び第11条の2第2項の規定を適用する。
- 3 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第3条、第7条、第8条第2項、第12条第2項、第14条第2項並びに第14条の5第3項及び第5項の規定を適用する。
- 4 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第10条の2の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。以下この項において「旧定年条例」という。）第3条に規定する年齢（改正法の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が施

行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢)に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第8条及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に調整数として1を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新規則第8条第2項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号及び第3号において同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の教育職員の給与に関する条例（次号において「旧条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の教育職員の給与に関する規則（次号において「旧規則」という。）第8条第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第8条第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

#### 和歌山県人事委員会規則第35号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第5条の人事委員会規則で定める時間)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された警察官(以下「定年前再任用短時間勤務警察官」という。)前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務警察官及び育児短時間勤務警察官等の給料月額の上乗率計算)</p> <p>第5条の3 次の各号に掲げる警察官について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該警察官の給料月額とする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務警察官 条例第8条第2項</p> <p>(2) 第3条第3号に規定する警察官(以下「育児短時間勤務警察官等」という。)職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第21条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第9条第2項又は第3項</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第5条の4 略</p> <p>2 警察官(次項に掲げる警察官を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(条例第5条の人事委員会規則で定める時間)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務警察官」という。)前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(再任用短時間勤務警察官等の給料月額の上乗率計算)</p> <p>第5条の3 次の各号に掲げる警察官について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該警察官の給料月額とする。</p> <p>(1) 再任用短時間勤務警察官 条例第8条の2</p> <p>(2) 第3条第3号に規定する警察官(以下「育児短時間勤務警察官等」という。)職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第21条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第8条第2項、第9条第2項若しくは第3項、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第60号)附則第5項(同条例附則第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第4項、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第53号)附則第5項(同条例附則第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第4項、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第27号)附則第3項(同条例附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第2項又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第72号)附則第3項(同条例附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条例附則第2項</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第5条の4 略</p> <p>2 警察官の給料の調整額は、職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額(その額が給料月額の上乗率の100分の4.5を超えるときは、給料月額の上乗率の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務警察官にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で</p>

3 次の各号に掲げる警察官の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務警察官 勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児短時間勤務警察官等 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる警察官にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

(1) 次号に掲げる警察官以外の警察官 当該警察官に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2のアの表に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる警察官 当該警察官に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2のイの表に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

7 略

(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当)

第9条 略

2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

(1) 略

(2) 交替制等勤務警察官、定年前再任用短時間勤務警察官、育児短時間勤務警察官等又は第3条第4号に規定する警察官(次条第1項において「短時間勤務警察官」という。)について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき(前号に該当する場合を除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

3～11 略

(管理職手当)

第10条 条例第18条第1項に規定する管理職手当を支給される警察官は、別表第2の2の職の欄に掲げる職を占める警察官とし、当該警察官に支給される管理職手当の額は、当該警察官の属する職務の級及び当該警察官の職に係る別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別

除して得た数を、育児短時間勤務警察官等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額とする。)とする。

3 略

(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当)

第9条 略

2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 略

(2) 交替制等勤務警察官、再任用短時間勤務警察官、育児短時間勤務警察官等又は第3条第4号に規定する警察官(第10条第1項において「短時間勤務警察官」という。)について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られたとき(前号に該当する場合を除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア・イ 略

3～11 略

(管理職手当)

第10条 条例第18条第1項に規定する管理職手当を支給される警察官は、別表第2の2の職の欄に掲げる職を占める警察官とし、当該警察官に支給される管理職手当の額は、当該警察官の属する職務の級及び当該警察官の職に係る別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別



表第2の3の管理職手当の欄に掲げる額(定年前再任用短時間勤務警察官にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務警察官等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務警察官にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2・3 略

(期末手当及び勤勉手当)

第14条 略

2 条例第21条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける警察官は、次に掲げる警察官以外の警察官とする。

(1) 略

(2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける警察官又は第14条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者(非常勤である者~~にあっては、定年前再任用短時間勤務警察官~~、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された警察官に限る。)として在職するもの

(3) 略

3～8 略

(期末手当に係る在職期間)

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者~~にあっては、定年前再任用短時間勤務職員~~、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された警察官に限る。)が条例の適用を受ける警察官となった場合(第7号及び第8号に掲げる者~~にあっては、引き続き条例の適用を受ける警察官~~となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)～(9) 略

4 略

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分(定年前再任用短時間勤務警察官、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された警察官であった期間にあっては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合~~にあっては、当該~~

表第2の3の管理職手当の欄に掲げる額(再任用短時間勤務警察官にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務警察官等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務警察官にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2・3 略

(期末手当及び勤勉手当)

第14条 略

2 条例第21条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける警察官は、次に掲げる警察官以外の警察官とする。

(1) 略

(2) その退職後基準日までの間において、条例の適用を受ける警察官又は第14条の5第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者(非常勤である者~~にあっては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者~~で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員に限る。)として在職するもの

(3) 略

3～8 略

(期末手当に係る在職期間)

第14条の5 略

2 略

3 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者~~にあっては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者~~で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員に限る。)が条例の適用を受ける警察官となった場合(第7号及び第8号に掲げる者~~にあっては、引き続き条例の適用を受ける警察官~~となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1)～(9) 略

4 略

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分(法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された者~~で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの~~、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員であった期間~~にあっては、当該期間(当該期間において週その~~

一定期間。以下この号において「算定期間」という。)における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける警察官の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)をもって1日とする。

- (3) 定年前再任用短時間勤務警察官、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された警察官であった期間のうち、前号の規定により難しい期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

(警察官以外の警察職員の給与)

第16条 警察官以外の警察職員のうち、常勤の者及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の給与については、職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)に規定する職員の例による。

附 則

1～5 略

(条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官の給料の調整額)

- 6 条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第5条の4第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官の管理職手当の支給額)

- 7 条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第10条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務警察官等の給料月額端数計算)

- 8 育児休業条例附則第7項(同条例附則第8項の規定により読み替えられた育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務警察官等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務警察官等の給料月額とする。

他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあっては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。)における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける警察官の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)をもって1日とする。

- (3) 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員であった期間のうち、前号の規定により難しい期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

(警察官以外の警察職員の給与)

第16条 警察官以外の警察職員のうち、常勤の者及び法第28条の5第1項の規定する短時間勤務の職を占める者の給与については、職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)に規定する職員の例による。

附 則

1～5 略

別表第2を次のように改める。

別表第2 調整基本額表(第5条の4関係)

ア 定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円
2 級	8,800円
3 級	9,400円
4 級	10,600円
5 級	11,300円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,400円
9 級	13,100円

## イ 定年前再任用短時間勤務警察官

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,600円
3 級	7,700円
4 級	8,700円
5 級	9,200円
6 級	9,600円

7	級	10,300円
8	級	11,300円
9	級	12,300円

別表第2の3中「再任用警察官」を「定年前再任用短時間勤務警察官」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「掲げる時間」を「定める時間」に改める部分に限る。）、第9条第2項の改正規定「掲げる時間と」を「定める時間と」に改める部分に限る。）、第14条第2項第2号の改正規定（「職員に」を「警察官に」に改める部分に限る。）及び第14条の5の改正規定（「職員に」を「警察官に」に改める部分及び「職員であった」を「警察官であった」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第58号）附則第3項に規定する暫定再任用警察官は、この規則による改正後の警察職員の給与に関する規則（以下この項から第4項までにおいて「新規則」という。）第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務警察官（次項において「定年前再任用短時間勤務警察官」という。）とみなして、新規則第5条の4第4項及び第10条第1項の規定を適用する。
- 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務警察官（次項において「暫定再任用短時間勤務警察官」という。）は、定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、新規則第3条、第5条の3、第5条の4第3項、第9条第2項、第14条第2項並びに第14条の5第3項及び第5項の規定を適用する。
- 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第9条の2の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された警察官（次項において「特定暫定再任用警察官」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。以下この項において「旧定年条例」という。）第3条に規定する年齢（改正法の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である警察官であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第5条の4及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該警察官に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務警察官にあつてはその額に新規則第5条の4第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる警察官にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用警察官（施行日前に改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官をいう。次号及び第3号において同じ。）であった警察官であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用警察官となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用警察官（第3号に掲げる警察官を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用警察官（次号に掲げる警察官を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用警察官になったとした場合に警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の警察職員の給与に関する条例（次号において「旧条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の警察職員の給与に関する規則（次号において「旧規則」という。）第5条の4第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用警察官（給料の調整額適用職以外の職を占める警察官として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める警察官となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用警察官になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第5条の4第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 警察官の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用警察官でなかった者にあつては同日に旧法再任用警察官になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

和歌山県人事委員会規則第36号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員及び高齢者部分休業職員に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 略</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 略</p>
<p>(支給単位期間)</p> <p>第12条の3 略</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第12条の3 略</p>

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2)~(5) 略

第12条の4 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。

(2)~(5) 略

第12条の4 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第37号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>定年再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員及び高齢者部分休業職員</u>に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>第12条の4 略</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等)に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の2</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>第12条の4 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第38号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定年前再任用短時間勤務警察官、<u>修学部分休業警察官及び高齢者部分休業警察官</u>に係る通勤手当の減額）</p> <p>第8条の2 略</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職</u>をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第12条の4 略</p>	<p>（再任用短時間勤務警察官等に係る通勤手当の減額）</p> <p>第8条の2 略</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の2の規定による退職その他の離職</u>をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第12条の4 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第39号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号及び第7号において「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採</u></p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下「採用」という。）に伴い、住居を</u></p>

用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(8) 略

移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(8) 略

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第41号）附則第3項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第15条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下この号及び次項において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

- 3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

- 4 この規則による改正前の職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する職員については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

#### 和歌山県人事委員会規則第40号

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改



正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（<u>法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。</u>）をされたこと（<u>以下この号及び第7号において「採用」という。</u>）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第15条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（<u>法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。</u>）をされたこと（以下「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、教育職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第3項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第15条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下この号及び次項において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22

条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則による改正前の教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する職員については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

**和歌山県人事委員会規則第41号**

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（権衡警察官の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第13条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号及び第7号において「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする警察官</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>（権衡警察官の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第13条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（<u>法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。</u>）をされたこと（以下「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする警察官</p> <p>(2)～(8) 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、警察官の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用警察官（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第58号）附則第3項に規定する暫定再任用警察官をいう。）は、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第2

- 1号) 第13条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官とする。
- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下この号及び次項において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項の規定により採用された警察官に対するこの規則による改正後の警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 4 この規則による改正前の警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する警察官については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

和歌山県人事委員会規則第42号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第19条の4第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の管理職員（前条第1号に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。）次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア～オ 略</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条第1項第2号において同じ。）である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア 1種及び2種 1万1,000円 イ 3種 9,000円</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第19条の4第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、<u>管理職手当規則第2条の規定により支給されることとなる管理職手当の支給区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号に掲げる職員 管理職手当規則第2条の規定により支給されることとなる管理職手当の支給区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u></p> <p>ア～オ 略</p>

- ウ 4種及び5種 7,000円
- エ 6種 5,000円
- オ 7種 3,000円
- (3)・(4) 略
- 2 略

第3条 条例第19条の4第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 1種及び2種 6,000円
  - イ 3種 5,000円
  - ウ 4種及び5種 4,000円
  - エ 6種 3,000円
  - オ 7種 2,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 1種及び2種 5,500円
  - イ 3種 4,500円
  - ウ 4種及び5種 3,500円
  - エ 6種 2,500円
  - オ 7種 1,500円

2 条例第19条の4第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定(「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分及び「掲げる額」を「定める額」に改める部分に限る。)及び第3条第1項の改正規定(「それぞれ次に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第41号)附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(以下この項に

- (2)・(3) 略
- 2 略

第3条 条例第19条の4第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、管理職手当規則第2条の規定により支給されることとなる管理職手当の支給区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 1種及び2種 6,000円
- (2) 3種 5,000円

- (3) 4種及び5種 4,000円
- (4) 6種 3,000円
- (5) 7種 2,000円

2 条例第19条の4第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員(同条第1項に規定する管理職員をいう。)には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

において「新規則」という。）第2条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び新規則第3条第1項の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第43号

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第15条の6第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員（前条に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。）次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 8,000円</p> <p>イ 2種及び3種 6,000円</p> <p>ウ 4種及び5種 4,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条第1項第2号において同じ。）である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 7,000円</p> <p>イ 2種及び3種 5,000円</p> <p>ウ 4種及び5種 3,000円</p> <p>2 略</p> <p>第3条 条例第15条の6第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 4,000円</p> <p>イ 2種及び3種 3,000円</p> <p>ウ 4種及び5種 2,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 3,500円</p> <p>イ 2種及び3種 2,500円</p> <p>ウ 4種及び5種 1,500円</p> <p>2 条例第15条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第15条の6第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1種 8,000円</p> <p>(2) 2種及び3種 6,000円</p> <p>(3) 4種及び5種 4,000円</p> <p>2 略</p> <p>第3条 条例第15条の6第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1種 4,000円</p> <p>(2) 2種及び3種 3,000円</p> <p>(3) 4種及び5種 2,000円</p> <p>2 条例第15条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員（同条第1項に規定する管理職員をいう。）には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による</p>

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。）及び第3条第1項の改正規定（「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第2条第1項第2号に規定する定年前提再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び新規則第3条第1項の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第44号

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる警察官以外の管理警察官（前条に規定する警察官をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。）次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 1万2,000円 イ 2種 1万円 ウ 3種及び4種 8,000円 エ 5種 6,000円</p> <p>(2) 定年前提再任用短時間勤務警察官（条例第8条第2項に規定する定年前提再任用短時間勤務警察官をいう。次条第1項第2号において同</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1種 1万2,000円</p> <p>(2) 2種 1万円</p>

じ。)である管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	1万1,000円
イ	2種	9,000円
ウ	3種及び4種	7,000円
エ	5種	5,000円

2 略

第3条 条例第19条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる警察官以外の管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	6,000円
イ	2種	5,000円
ウ	3種及び4種	4,000円
エ	5種	3,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務警察官である管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	5,500円
イ	2種	4,500円
ウ	3種及び4種	3,500円
エ	5種	2,500円

2 条例第15条の6第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理警察官には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定(「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。)及び第3条第1項の改正規定(「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第58号)附則第3項に規定する暫定再任用警察官は、この規則による改正後の警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則(以下

(3) 3種及び4種 8,000円

(4) 5種 6,000円

2 略

第3条 条例第19条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1) 1種 6,000円

(2) 2種 5,000円

(3) 3種及び4種 4,000円

(4) 5種 3,000円

2 条例第15条の6第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理警察官(同条第1項に規定する管理警察官をいう。)には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

この項において「新規則」という。）第2条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務警察官とみなして、同項及び新規則第3条第1項の規定を適用する。

**和歌山県人事委員会規則第45号**

職員の特地勤務手当に関する規則及び職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の特地勤務手当に関する規則及び職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（職員の特地勤務手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>3 略</p> <p><u>（条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の手当の額）</u></p> <p>4 <u>条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 略</p>

（職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級地区分が下位となった公署に勤務する職員にあっては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から令和5年3月31日までの間にあつてはそれぞれ施行日から令和5年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあつてはそれぞれ令和5年4月1日から令和6年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあつてはそれぞれ令和6年4月1日から令和7年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の職員の特地勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級地区分が下位となった公署に勤務する職員にあっては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から令和5年3月31日までの間にあつてはそれぞれ施行日から令和5年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあつてはそれぞれ令和5年4月1日から令和6年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあつてはそれぞれ令和6年4月1日から令和7年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当</p>



として支給する。

略
備考
<p>1 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>

として支給する。

略
備考
<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第46号

警察官の特地勤務手当に関する規則及び警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則及び警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(警察官の特地勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 警察官の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 附 則 略</p> <p>(条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官の手当の額)</p> <p>4 条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第3条の規定の適用については、<u>当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u></p>	<p>3 附 則 略</p>

(警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(令和4年和歌山県人事委員会規則第11

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>附則 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規則による改正前の警察官の特地勤務手当に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の警察官の特地勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級地区分が下位となった公署に勤務する警察官にあっては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から令和5年3月31日までの間にあってはそれぞれ施行日から令和5年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあってはそれぞれ令和5年4月1日から令和6年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあってはそれぞれ令和6年4月1日から令和7年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当として支給する。</p> <table border="1" data-bbox="204 965 767 1680"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> <p>1 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「<u>掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)</u>」とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> </td> </tr> </table>	略	備考	<p>1 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「<u>掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)</u>」とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>
略			
備考			
<p>1 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)附則第10項の規定の適用を受ける警察官に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「<u>掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)</u>」とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>			
<p>附則 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規則による改正前の警察官の特地勤務手当に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第2条に規定する特地公署とされていた公署のうちこの規則による改正後の警察官の特地勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条に規定する特地公署でなくなり、又は別表に掲げる級地区分が下位となった公署に勤務する警察官にあっては、改正後の規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による当該公署の次の表の級別区分欄に掲げる区分に応じ、施行日から令和5年3月31日までの間にあってはそれぞれ施行日から令和5年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和6年3月31日までの間にあってはそれぞれ令和5年4月1日から令和6年3月31日までの欄に定める額を、同年4月1日から令和7年3月31日までの間にあってはそれぞれ令和6年4月1日から令和7年3月31日までの欄に定める額を特地勤務手当として支給する。</p> <table border="1" data-bbox="837 965 1401 1680"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> </td> </tr> </table>	略	備考	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>
略			
備考			
<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官にあっては、この表に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>			

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第47号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給範囲及び支給区分) 第2条 管理職手当を支給される職員は、別表第1に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第1の支給区分に応じ、別表第2の管理職手当の欄に定める額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(別表第2において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>(条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の支給額)</p> <p>2 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、<u>当分の間、同条中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u></p>	<p>(支給範囲及び支給区分) 第2条 管理職手当を支給される職員は、別表第1に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第1の支給区分に応じ、別表第2の管理職手当の欄に定める額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から施行する。</p>

別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第41号)附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（権衡職員の範囲） 第4条 職員条例第14条の5第1項第2号、教育職員条例第14条の4第1項第2号及び警察職員条例第12条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第8号）第5条第3項、教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第9号）第5条第3項及び警察官の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第10号）第5条第3項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）で、職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）については、当該適用の直前の住居であった住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権衡職員の範囲） 第4条 職員条例第14条の5第1項第2号、教育職員条例第14条の4第1項第2号及び警察職員条例第12条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第8号）第5条第3項、教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第9号）第5条第3項及び警察官の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第10号）第5条第3項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）で、職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）については、当該適用の直前の住居であった住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第49号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の範囲） 第3条 略 第4条～第6条 略</p>	<p>（職員の範囲） 第3条 略 第4条～第6条 略</p>

(支給期間及び支給額)  
第7条 略

第8条～第12条 略

第13条・第14条 略

附則  
(特例措置)

4 初任給調整手当の月額は、第7条第1項の規定にかかわらず、当分の間、職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた次の表に掲げる額とする。  
表 略

第7条 削除

第8条 略

第9条～第13条 略

第14条・第15条 略

附則  
(特例措置)

4 初任給調整手当の月額は、第8条第1項の規定にかかわらず、当分の間、職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた次の表に掲げる額とする。  
表 略

附則に次の1項を加える。

(職員条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

5 職員条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の月額は、第7条第1項の規定にかかわらず、当分の間、職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた次の表に掲げる額とする。

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 35,600	円 23,200
1年以上2年未満	35,600	21,100
2年以上3年未満	35,600	19,000
3年以上4年未満	35,600	16,900
4年以上5年未満	35,600	14,800
5年以上6年未満	35,600	12,700
6年以上7年未満	34,300	10,600
7年以上8年未満	33,000	8,500
8年以上9年未満	31,800	6,400
9年以上10年未満	30,500	4,300
10年以上11年未満	29,300	2,200
11年以上12年未満	28,000	
12年以上13年未満	26,700	
13年以上14年未満	25,500	
14年以上15年未満	24,500	
15年以上16年未満	23,500	
16年以上17年未満	22,500	
17年以上18年未満	21,600	
18年以上19年未満	20,600	

19年以上20年未満	19,600
20年以上21年未満	18,600
21年以上22年未満	18,200
22年以上23年未満	17,800
23年以上24年未満	17,100
24年以上25年未満	16,700
25年以上26年未満	16,200
26年以上27年未満	15,800
27年以上28年未満	15,400
28年以上29年未満	14,800
29年以上30年未満	14,600
30年以上31年未満	14,400
31年以上32年未満	13,900
32年以上33年未満	13,300
33年以上34年未満	12,700
34年以上35年未満	12,200

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第50号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給要件）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を要する日は、次の各号に掲げる日に該当しない日をいう。ただし、<u>条例第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の勤務を要する日は職員</u>の勤務時間、<u>休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の</u></p>	<p>（支給要件）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を要する日は、次の各号に掲げる日に該当しない日をいう。ただし、<u>条例第9条の2に規定する再任用短時間勤務職員の勤務を要する日は職員</u>の勤務時間、<u>休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定によ</u></p>

規定による短時間勤務をしている職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第2項の規定により、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第4項の規定によりそれぞれの規定により月の初日から末日までの間に勤務を要することとされた日とする。  
(1)・(2) 略

短時間勤務をしている職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第2項の規定により、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第4項の規定によりそれぞれの規定により月の初日から末日までの間に勤務を要することとされた日とする。  
(1)・(2) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第41号）附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第51号

義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和47年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教職調整額の支給方法) 第1条 略</p> <p>第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</u></p>	<p>(教職調整額の支給方法) 第1条 略</p> <p>第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第3項及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第56号）附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第52号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員（<u>条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。</u>以下同じ。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第20条の2第1項に規定する職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)の適用を受けるもの（次号及び第3号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。</p> <p>(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の支給額)</p> <p>2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、<u>当分の間、同条各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）</u></p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、<u>当該各号に掲げる額（再任用短時間勤務職員（条例第9条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</u></p> <p>(1) 条例第20条の2第1項に規定する職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)の適用を受けるもの（次号及び第3号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が再任用職員（<u>条例第9条第2項に規定する再任用職員をいう。</u>）又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。</p>



」とする。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第55号）附則第3項に規定する暫定再任用職員（同項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第2条第1号、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第2条、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

**和歌山県人事委員会規則第53号**

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合には定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の例による。</p> <p>(3) 略</p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合には再任用短時間勤務職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の例による。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第54号**

職員の退職手当の支給に関する規則及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎在職期間)</p> <p>第2条 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例付則第4項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) 条例付則第5項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) 条例付則第6項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての引き続いた在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) 条例付則第10項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、同項に規定する旧事業団の職員としての在職期間及び同項に規定する旧公団の職員としての在職期間</p> <p>(6) 条例付則第11項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(7) 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(条例付則第13項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額)</p> <p>2 条例付則第13項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第2条の2に規定する額とする。</p> <p>(条例付則第22項の人事委員会規則で定める者)</p> <p><u>3 条例付則第22項の人事委員会規則で定める者は、同項の表の左欄に掲げる者であつて、当該者の他の職への異動に伴って退職の日に定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者とする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(基礎在職期間)</p> <p>第2条 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例付則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) 条例付則第28項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる条例付則第5項第1号に規定する旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) 条例付則第29項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての引き続いた在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) 条例付則第33項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、同項に規定する旧事業団の職員としての在職期間及び同項に規定する旧公団の職員としての在職期間</p> <p>(6) 条例付則第34項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(7) 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(条例付則第36項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額)</p> <p>2 条例付則第36項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第2条の2に規定する額とする。</p> <p>3 略</p>

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第11号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）（以下「新条例」という。）第8条第5項及び第6項並びに第10条の2第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、人事委員会の定めるところにより、新条例第5条の2第2項第2号から第19号までに規定する期間において職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第11号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）（以下「新条例」という。）第8条第5項及び第6項並びに第10条の2第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、人事委員会の定めるところにより、新条例第5条の2第2項第2号から第19号までに規定する期間において新条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和2年和歌山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則付則第4項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則付則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。</p>

和歌山県人事委員会規則第55号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p> <p>第3条 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第7条の4第1項並びに</p>	<p>（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p> <p>第3条 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第7条の4第1項並びに</p>

前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。ただし、警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(別表の2の表において「特定任命」という。)により警視以下の階級にある警察官となった後に退職した警察官が警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官として在職した特定基礎在職期間については、その警察官は、当該特定地方警務官としてその警察官が従事していた職務と同種の職務に従事していた警察官とみなす。

前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

別表(第4条関係)

- 1 略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

別表(第4条関係)

- 1 略
- 2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1)~(4) 略 (5) 特定任命により警視以下の階級にある警察官となった警察官のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの (6) 略
第2号区分	(1)~(4) 略 (5) 特定任命により警視以下の階級にある警察官となった警察官のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (6) 略
第3号区分	(1)~(7) 略 (8) 特定任命により警視以下の階級にある警察官となった警察官のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (9) 略
略	

第1号区分	(1)~(4) 略 (5) 略
第2号区分	(1)~(4) 略 (5) 略
第3号区分	(1)~(7) 略 (8) 略
略	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第56号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第2条第5号ア(イ)の規則で定める非常勤職員）                  第2条 条例第2条第5号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>	<p>（条例第2条第4号ア(イ)の規則で定める非常勤職員）                  第2条 条例第2条第4号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第57号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）                  第8条 略                  2 任命権者は、育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p> <p>（年次有給休暇の日数）                  第10条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に<u>定める日数</u>（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。                  (1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数                  (2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤</p>	<p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）                  第8条 略                  2 任命権者は、育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p> <p>（年次有給休暇の日数）                  第10条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に<u>掲げる日数</u>（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。                  (1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数                  (2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員</p>

務職員以外のものをいう。以下同じ。) 15  
5時間に条例第2条第2項、第3項又は第4  
項の規定により定められた不斉一型短時間勤  
務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た  
数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日  
として日に換算して得た日数

第10条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準  
法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務  
年数の計算に当たり地方公務員法(昭和25年法  
律第261号)第22条の4第1項の規定による採用  
後の勤務が退職以前の勤務と継続するものと  
される者の当該採用された年における年次有給  
休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の  
勤務とが継続するものとみなした場合における  
日数とする。

第10条の3 条例第12条第1項第2号の人事委員  
会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員  
の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに職員となるもの  
(次号に掲げる職員を除く。) その者の  
当該年における在職期間に応じ、別表第1の  
日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等  
、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短  
時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間  
等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)  
(以下この条において「基本日数」という。)

(2) 当該年において地方公営企業等の労働関係  
に関する法律適用職員等(条例第12条第1項  
第3号に規定する地方公営企業等の労働関係  
に関する法律適用職員等をいう。以下この条  
において同じ。)となった者で、引き続き新  
たに職員となったもの 地方公営企業等の労働  
関係に関する法律適用職員等となった日  
において新たに職員となったものとみなした場  
合におけるその者の在職期間に応じた基本日  
数から、新たに職員となった日の前日までの  
間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の  
日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員  
が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短  
時間勤務職員である場合にあっては、その者  
の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定  
める日数)(当該日数が基本日数に満たない  
場合にあっては、基本日数)

2・3 略

4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で  
定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に  
応じ、当該各号に定める日数(当該日数が基本  
日数に満たない場合にあっては、基本日数)と  
する。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短  
時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し  
、人事委員会が別に定める日数

5 略

第10条の4 第10条の2の規定は、前条第1項第  
1号の定年前再任用短時間勤務職員に係る年次  
有給休暇の日数の計算に準用する。

第10条の5 次の各号に掲げる場合において、1  
週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務  
時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が  
変更されるときに当該変更の日以後における職

以外のものをいう。以下同じ。) 15 5時間  
に条例第2条第2項、第3項又は第4項の規  
定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職  
員の勤務時間を38時間45分で除して得た数  
を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日と  
して日に換算して得た日数

第10条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準  
法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務  
年数の計算に当たり地方公務員法(昭和25年法  
律第261号)第28条の5第1項の規定による採用  
後の勤務が退職以前の勤務と継続するものと  
される者の当該採用された年における年次有給  
休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の  
勤務とが継続するものとみなした場合における  
日数とする。

第10条の3 条例第12条第1項第2号の人事委員  
会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員  
の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに職員となるもの  
(次号に掲げる職員を除く。) その者の  
当該年における在職期間に応じ、別表第1の  
日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等  
、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤  
務職員にあっては、その者の勤務時間等を考  
慮し、人事委員会が別に定める日数)(以下  
この条において「基本日数」という。)

(2) 当該年において地方公営企業等の労働関係  
に関する法律適用職員等(条例第12条第1項  
第3号に規定する地方公営企業等の労働関係  
に関する法律適用職員等をいう。以下この条  
において同じ。)となった者で、引き続き新  
たに職員となったもの 地方公営企業等の労働  
関係に関する法律適用職員等となった日  
において新たに職員となったものとみなした場  
合におけるその者の在職期間に応じた基本日  
数から、新たに職員となった日の前日までの  
間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の  
日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員  
が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1  
項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項  
若しくは第2項の規定により採用された職員  
をいう。第4項第2号において同じ。))又は  
任期付短時間勤務職員である場合にあっては  
、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会  
が別に定める日数)(当該日数が基本日数に  
満たない場合にあっては、基本日数)

2・3 略

4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で  
定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に  
応じ、当該各号に掲げる日数(その日数が基本  
日数に満たない場合にあっては、基本日数)と  
する。

(1) 略

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 そ  
の者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別  
に定める日数

5 略

第10条の4 第10条の2の規定は、前条第1項第  
1号の再任用短時間勤務職員に係る年次有給休  
暇の日数の計算に準用する。

第10条の5 次の各号に掲げる場合において、1  
週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務  
時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が  
変更されるときに当該変更の日以後における職

員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

2 略

(年次有給休暇の繰越し)

第11条 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数とする。

2 略

員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

2 略

(年次有給休暇の繰越し)

第11条 条例第12条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日（第10条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条第1項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とする。）とする。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定（「掲げる日数」を「定める日数」に改める部分に限る。）、同条第2号の改正規定（「基づき」を「より」に改める部分に限る。）、第10条の3の改正規定（「掲げる日数」を「定める日数」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定（「その日数」を「当該日数」に改める部分に限る。）、第10条の5の改正規定（「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改める部分に限る。）及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第10条の3第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。
- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第8条第2項、第10条第1号及び第2号、第10条の2、第10条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）、第10条の4並びに第10条の5第1項第1号及び第2号の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第58号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第11条第2項の人事委員会規則で定める要件）</p> <p>第5条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号。第3号及び次項第1号において「退職手当条例」という。）第8条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第8条第5項又は第11条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 通勤（退職手当条例第4条第2項に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。次項第1号において同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項第4号に規定する公務上の傷病</p>	<p>（条例第11条第2項の人事委員会規則で定める要件）</p> <p>第5条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号。以下「退職手当条例」という。）第8条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第8条第5項又は第11条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 通勤（退職手当条例第4条第2項に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法</p>



<p>若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合</p> <p>イ 法第28条の6第1項の規定により退職した場合（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>ウ 略</p> <p>2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1) 法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例第5条第1項第4号に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合</p> <p>イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合</p> <p>エ 略</p> <p>2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1) 法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）</p> <p>(2)～(7) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（第1項第3号イに係るものを除く。）は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第59号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年和歌山県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第17条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第17条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（次項において「新規規則」という。）第17条第2号の規定を適用する。

3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規規則第17条の規定の適用については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第60号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成6年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査長) 第3条 略 2 人事委員会は、<u>法第50条第2項の規定により</u>審査に関する事務の一部を委任したときは、当該委任を受けた委員又は事務局長のうちから審査長を指名するものとする。 3 略</p> <p>(審査事務委任の通知) 第4条 人事委員会は、<u>法第50条第2項の規定により</u>審査に関する事務の一部を委任したときは、その旨を当事者に通知するものとする。</p> <p>(審査請求の手続) 第5条 略 2 審査請求書には、<u>法第49条第1項本文又は第2項に規定する処分の事由を記載した説明書</u>（以下「処分説明書」という。）の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。 3・4 略</p> <p>(審査請求書等の点検・審査及び不備の補正) 第7条 人事委員会は、<u>審査請求書が提出されたときは、審査請求書の記載事項並びに添付書類の有無及び添付書類があるときはその内容について点検・審査する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による点検・審査の結果、審査請求書に重要な不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって、審査請求の受理の決定に影響のないものであるときは、人事委員会は、職権で補正することができる。</u></p> <p>(審査請求の受理又は却下) 第8条 人事委員会は、<u>前条の規定による点検・審査を行った後、その審査請求を受理するか又は却下するかを決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。</u> (1) 略 (2) <u>法第49条第1項本文に規定する処分に該当しないことが明らかな事実について行われた審査請求</u> (3)・(4) 略 (5) <u>前条第2項前段の規定による補正命令に従った補正が行われない審査請求</u> (6) 略 2・3 略</p>	<p>(審査長) 第3条 略 2 人事委員会は、<u>法第50条第2項の規定に基づき</u>審査に関する事務の一部を委任したときは、当該委任を受けた委員又は事務局長のうちから審査長を指名するものとする。 3 略</p> <p>(審査事務委任の通知) 第4条 人事委員会は、<u>法第50条第2項の規定に基づき</u>審査に関する事務の一部を委任したときは、その旨を当事者に通知するものとする。</p> <p>(審査請求の手続) 第5条 略 2 審査請求書には、<u>法第49条第1項又は第2項に規定する処分の事由を記載した説明書</u>（以下「処分説明書」という。）の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。 3・4 略</p> <p>(審査請求書の調査及び不備の補正) 第7条 人事委員会は、<u>審査請求書が提出されたときは、審査請求書の記載事項並びに添付書類の有無及び添付書類があるときはその内容について点検・審査し、審査請求書に重要な不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。不備が軽微であって、審査請求の受理の決定に影響のないものであるときは、人事委員会は、職権で補正することができる。</u></p> <p>(審査請求の受理又は却下) 第8条 人事委員会は、<u>前条に規定する調査を行った後、その審査請求を受理するか又は却下するかを決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。</u> (1) 略 (2) <u>法第49条第1項に規定する処分に該当しないことが明らかな事実について行われた審査請求</u> (3)・(4) 略 (5) <u>前条に規定する補正命令に従った補正が行われない審査請求</u> (6) 略 2・3 略</p>

（受理後の却下）

第9条 人事委員会は、受理した審査請求が、前条第1項後段の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その審査請求を却下する。

（受理及び却下の通知）

第10条 人事委員会は、審査請求を受理したときは、当事者にその旨を通知するとともに処分者に審査請求書の副本を送付するものとし、却下したときは、請求者（前条の規定により却下したときは、当事者）にその旨を通知するものとする。

（手続の承継）

第12条 略

2・3 略

4 相続人が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、その全員に対してされたものとみなす。

5 略

（審査の終了）

第16条 人事委員会は、係属している審査請求が次に掲げる要件のいずれかを満たすに至ったときは、当該審査請求の審査の終了を決定するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 第34条第2項（第55条において準用する場合を含む。）の規定により審理が終了されたとき。

(7) 略

2 人事委員会は、前項の規定により審査の終了を決定したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

3 略

（代理人の選任及び解任等）

第18条 略

2 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは、その者の氏名、住所及び職又は職業を人事委員会に書面で届け出なければならない。ただし、第5条第4項の規定による審査請求を行った代理人の選任については、この限りでない。

3 請求者は、代理人に対して次条第1項ただし書の特別の委任を行った場合又はその委任を撤回した場合には、書面にその旨を記載して、人事委員会に届け出なければならない。

4 略

（口頭審理の請求及びその撤回等）

第22条 請求者は、審理が終了するまでは、いつでも、口頭審理の請求をし、又はその請求を撤回することができる。

2 請求者は、いつでも、口頭審理の公開の請求をし、又はその請求を撤回することができる。

3 略

（口頭審理の日時の変更）

第24条 略

2 前項の規定による申立ては、口頭審理の期日の7日前の日までに到達するように、その理由を記載した書面を人事委員会に提出しなければならない。

3 人事委員会は、第1項の規定による申立てが正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、かつ、当事者にこれを通知し

（受理後の却下）

第9条 人事委員会は、受理した審査請求が、前条第1項後段の規定に基づき却下すべきものであったことが明らかになったときは、その審査請求を却下するものとする。

（受理及び却下の通知）

第10条 人事委員会は、審査請求を受理したときは、当事者にその旨を通知するとともに処分者に審査請求書の副本を送付するものとし、却下したときは、請求者（前条の規定に基づいて却下したときは、当事者）にその旨を通知するものとする。

（手続の承継）

第12条 略

2・3 略

4 相続人が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

5 略

（審査の終了）

第16条 人事委員会は、係属している審査請求が次に掲げる要件を満たすに至ったときは、当該審査請求の審査の終了を決定するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 第34条第2項（第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理が終了されたとき。

(7) 略

2 人事委員会は、前項の規定に基づき審査の終了を決定したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

3 略

（代理人の選任及び解任等）

第18条 略

2 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは、その者の氏名、住所及び職又は職業を人事委員会に書面で届け出なければならない。ただし、第5条第4項の規定に基づき審査請求を行った代理人の選任については、この限りでない。

3 請求者は、代理人に対して次条第1項ただし書に規定する特別の委任を行った場合又はその委任を撤回した場合には、書面にその旨を記載して、人事委員会に届け出なければならない。

4 略

（口頭審理の請求及びその撤回等）

第22条 請求者は、審理が終了するまでは、いつでも、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

2 請求者は、いつでも、口頭審理の公開を請求し、又はその請求を撤回することができる。

3 略

（口頭審理の日時の変更）

第24条 略

2 前項の申立ては、口頭審理の期日の7日前の日までに到達するように、その理由を記載した書面を人事委員会に提出しなければならない。

3 人事委員会は、第1項の申立てが正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければな

なければならない。

(最終陳述)

第33条 人事委員会は、次条第1項の規定により審理を終了させる前に、当事者に最終陳述をする機会を与えなければならない。審査の併合された審査請求の一部について審理を終了させる前においても、同様とする。

2・3 略

4 当事者が、前項の提出期限までに最終陳述書を提出しないときは、その当事者は、最終陳述をする機会を放棄したものとみなす。

(審理の終了)

第34条 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了する。

2 略

3 人事委員会は、前2項の規定により審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

(口述書の提出要求)

第46条 略

2 略

3 第1項の口述書には、証人がこれに署名しなければならない。

(当事者尋問)

第47条 略

2 当事者本人を尋問する場合には、あらかじめ宣誓を行わせなければならない。

3 人事委員会は、第1項の規定により当事者本人を尋問する場合において、必要があると認めるときは、当事者本人をその代理人及び相手方の当事者が尋問することを認めることができる。

4 第43条第2項及び第3項の規定は、第2項の規定による宣誓について、第44条第2項及び第3項の規定は、第3項の規定による尋問について、それぞれ準用する。

(証拠の所在地における証拠調べ)

第52条 人事委員会は、証人、当事者又は鑑定人(以下この条において「証人等」という。)の健康状態等又は証拠資料の性質、保管状態等を考慮し、第23条の規定により通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き、証人等又は証拠資料の所在地に赴いて証拠調べをすることができる。

(書面審理)

第53条 請求者が書面審理の請求を行った場合又は審査請求書において口頭審理又は書面審理の選択を行わなかった場合には、人事委員会は、書面審理を行うものとする。第22条の規定により口頭審理の請求が撤回されたときも、同様とする。

2・3 略

4 前項の規定による審尋は、非公開で行うものとする。

(口頭審理に関する規定の準用)

第55条 第25条から第28条まで及び前章第2節(

らない。

(最終陳述)

第33条 人事委員会は、次条第1項の規定に基づき審理を終了させる前に、当事者に最終陳述をする機会を与えなければならない。審査の併合された審査請求の一部について審理を終了させる前においても、同様とする。

2・3 略

4 当事者が、前項の期限までに最終陳述書を提出しないときは、その当事者は、最終陳述をする機会を放棄したものとみなす。

(審理の終了)

第34条 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 略

3 人事委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

(口述書の提出要求)

第46条 略

2 略

3 第1項に規定する口述書には、証人がこれに署名しなければならない。

(当事者尋問)

第47条 略

2 当事者本人を尋問する場合には、あらかじめ宣誓を行わせなければならない。第43条第2項及び第3項の規定は、この場合の宣誓について準用する。

3 人事委員会は、第1項の規定に基づき当事者本人を尋問する場合において、必要があると認めるときは、当事者本人をその代理人及び相手方の当事者が尋問することを認めることができる。第44条第2項及び第3項の規定は、この場合の尋問について準用する。

(証拠の所在地における証拠調べ)

第52条 人事委員会は、証人、当事者又は鑑定人(以下この条において「証人等」という。)の健康状態等又は証拠資料の性質、保管状態等を考慮し、第23条の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き、証人等又は証拠資料の所在地に赴いて証拠調べをすることができる。

(書面審理)

第53条 請求者が書面審理の請求を行った場合又は審査請求書において口頭審理又は書面審理の選択を行わなかった場合には、人事委員会は、書面審理を行うものとする。第22条の規定に基づき口頭審理の請求が撤回されたときも、同様とする。

2・3 略

4 前項の規定に基づく審尋は、非公開で行うものとする。

(口頭審理に関する規定の準用)

第55条 第25条から第28条まで及び前章第2節(

第44条、第47条第3項及び第51条第2項を除く。）の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第48条中「証人相互又は当事者本人と証人若しくは当事者本人相互」とあるのは「証人相互」と、第52条中「考慮し、第23条の規定により通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でない」と認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」と読み替えるものとする。

（調書の閲覧等）

第57条 人事委員会は、当事者が調書（第21条第4項の規定により当事者、代理人又は傍聴人を退席させて行われた審理に関する部分を除く。）を閲覧し、又は複写し、若しくは複製することを許可することができる。ただし、人事委員会の事務又は調書の保存に支障があるときは、この限りでない。

2 略

（準用）

第69条 第5条第4項、第6条第2項及び第3項、第7条から第10条まで、第13条、第18条（第4項を除く。）、第19条並びに前章（第58条第1項及び第60条第1項後段を除く。）の規定は、再審について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項各号」とあるのは「第64条各号」と、第8条第1項第2号中「法第49条第1項本文に規定する処分」とあるのは「第62条に規定する場合」と、「事実について」とあるのは「理由によって」と、同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「審査請求期間」とあるのは「第63条に定める期間」と、第10条及び第13条第4項中「処分者」とあるのは「相手方の当事者」と読み替えるものとする。

（文書の送付）

第70条 文書の送付は、使送又は郵便等によって行う。

2～4 略

（証拠資料の返還）

第72条 人事委員会は、法及びこの規則により提出された証拠資料を留め置く必要がなくなったときは、速やかに当該証拠資料をその提出人に返還するものとする。

第44条、第47条第3項及び第51条第2項を除く。）の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第48条中「証人相互又は当事者本人と証人若しくは当事者本人相互」とあるのは「証人相互」と、第52条中「考慮し、第23条の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でない」と認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」と読み替えるものとする。

（調書の閲覧等）

第57条 人事委員会は、当事者が調書（第21条第4項の規定に基づき当事者、代理人又は傍聴人を退席させて行われた審理に関する部分を除く。）を閲覧し、又は複写し、若しくは複製することを許可することができる。ただし、人事委員会の事務又は調書の保存に支障があるときは、この限りでない。

2 略

（準用）

第69条 第5条第4項、第6条第2項及び第3項、第7条から第10条まで、第13条、第18条（第4項を除く。）、第19条並びに前章（第58条第1項及び第60条第1項後段を除く。）の規定は、再審について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項各号」とあるのは「第64条各号」と、第8条第1項第2号中「法第49条第1項に規定する処分」とあるのは「第62条に規定する場合」と、「事実について」とあるのは「理由によって」と、同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「審査請求期間」とあるのは「第63条に定める期間」と、第10条及び第13条第4項中「処分者」とあるのは「相手方の当事者」と読み替えるものとする。

（文書の送付）

第70条 文書の送付は、使走又は郵便等によって行う。

2～4 略

（証拠資料の返還）

第72条 人事委員会は、法及びこの規則に基づき提出された証拠資料を留め置く必要がなくなったときは、速やかに当該証拠資料をその提出人に返還するものとする。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、第4条の改正規定、第7条の改正規定、第8条の改正規定（第1項第2号に係るものを除く。）、第9条の改正規定、第10条の改正規定、第12条の改正規定、第16条の改正規定、第18条の改正規定、第22条の改正規定、第24条の改正規定、第33条の改正規定、第34条の改正規定、第46条の改正規定、第47条の改正規定、第52条の改正規定、第53条の改正規定、第55条の改正規定、第57条の改正規定、第70条の改正規定及び第72条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 和歌山県人事委員会規則第61号

職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の苦情処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情処理に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1) 略 (2) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用に関する苦情相談</u></p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 職員（離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1) 略 (2) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「基づく」を「よる」に改める部分に限る。）については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定による採用は、この規則による改正後の職員の苦情処理に関する規則第2条第2号の採用とみなす。

和歌山県人事委員会規則第62号

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第24号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第63号

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第25号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第64号

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則  
警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第26号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第65号

職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「条例」という。）  
附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。次号、第3号及び第5条第1項において「定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第19項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第17項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 条例第8条第1項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第8条第3項、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第10条第1項及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第7条第3項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 条例第8条の2第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務

（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第4条第1項第3号及び第6条第1項第3号において「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

(10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（条例附則第19項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 条例附則第19項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第21項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）

であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第21項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する



給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の承認を得て定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第21項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する条例附則第21項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項第1号から第5号まで、第3項並びに第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第21項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該

各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第21項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
    - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
    - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の承認を得て定める額
  - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第21項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第22項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第22項の規定によ

る給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第22項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給規則第24条第3項の規定によるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これ

よりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の承認を得て定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。
  - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
  - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（人事交流等職員に対する条例附則第22項の規定による給料の支給）

- 第10条 初任給規則第17条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
  - 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条

基礎給料月額、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第17条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となつた日以後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
（この規則により難い場合の措置）

第11条 条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第66号

教育職員の給与に関する条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「条例」という。）附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。次号、第3号及び第5条第1項において「定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第14項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつ

たものをいう。

- (4) 特定日 条例附則第12項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第8条第1項、条例第8条第3項、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第10条第1項及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第7条第3項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 条例第8条の2第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第4条第1項第3号及び第6条第1項第3号において「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。  
（条例附則第14項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 条例附則第14項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員  
（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第16項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）

であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給

する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
  - (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
    - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
    - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
  - (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の承認を得て定める額
  - (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する条例附則第16項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項第1号から第5号まで、第3項並びに第4項に該当する職員



を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の承認を得て定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第17項の規定による給料の支給）

- 第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
  - 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
  - 4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。
    - (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
    - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
    - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間

勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第17項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給規則第24条第3項の規定によるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、

第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の承認を得て定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
  - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（初任給規則第24条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
（人事交流等職員に対する条例附則第17項の規定による給料の支給）
- 第10条 初任給規則第17条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後で

あるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第12項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第17条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（この規則により難い場合の措置）

第11条 条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第67号

警察職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和4年12月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規

則

（趣旨）

第1条 この規則は、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。）附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第3号。次号、第3号及び第6条第1項において「定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等警察官 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた警察官であって、条例附則第12項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用警察官（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める警察官をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用警察官（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める警察官をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第10項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第8条第1項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第8条第3項、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第10条第1項及び条例第7条第3項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 条例第7条の2第2項の規定により警察官が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている警察官にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該警察官の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第5条第1項第3号、第7条第1項第3号及び第11条第1号において「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (10) その者の号給等 当該警察官に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。  
（条例附則第12項の人事委員会規則で定める警察官）

第3条 条例附則第12項の人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた警察官（特例任用後降任等警察官を除く。）のうち、次に掲げる警察官
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした警察官
  - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした警察官
  - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした警察官（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した警察官を除く。）
  - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた警察官

（条例附則第14項の人事委員会規則で定める警察官）

第4条 条例附則第14項の人事委員会規則で定める警察官は、同項に規定する任命をされた日（第11条において「特定任命日」という。）以後に育児短時間勤務等をした警察官とする。

（他の職への降任等をされた警察官に対する条例附則第16項の規定による給料の支給）

第5条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた警察官（特例任用後降任等警察官を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官のうち、次の各号に掲げる警察官となり、特定日に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる警察官となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる警察官になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該警察官が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる警察官以外の警察官にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる警察官（次の各号のうち2以上の号に掲げる警察官に該当する警察官（第3項の規定の適用を受ける警察官を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる警察官となった日以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした警察官（第4号に掲げる警察官を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該警察官が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした警察官（第4号に掲げる警察官を除く。） 異動日の前日に当該警察官が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした警察官（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した警察官を除く。） 次に掲げる警察官の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている警察官 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる警察官以外の警察官 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官 人事委員会の承認を得て定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた警察官 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差

額」とあるのは、「上限額と当該警察官の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する警察官であって同項第5号に掲げる警察官に該当する警察官に対する前2項の規定の適用については、当該警察官は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する警察官であるものとし、当該警察官について適用される第5条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる警察官に該当する警察官（前項の規定の適用を受ける警察官を除く。）には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等警察官に対する条例附則第16項の規定による給料の支給）

第6条 特例任用後降任等警察官であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける警察官のうち、異動日に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる警察官（次条第1項第1号から第5号まで、第3項並びに第4項に該当する警察官を除く。）には、異動日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該警察官の受ける給料月額との差額」とする。

第7条 特例任用後降任等警察官であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官のうち、次の各号に掲げる警察官となり、異動日に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる警察官となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる警察官になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該警察官が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる警察官以外の警察官にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる警察官（次の各号のうち2以上の号に掲げる警察官に該当する警察官（第3項の規定の適用を受ける警察官を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる警察官となった日以後、第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした警察官（第4号に掲げる警察官を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額



- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給規則第22条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした警察官（第4号に掲げる警察官を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした警察官 次に掲げる警察官の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている警察官 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる警察官以外の警察官 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官 人事委員会の承認を得て定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた警察官 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該警察官の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する警察官であって、第5号に掲げる警察官に該当する警察官に対する前2項の規定の適用については、当該警察官は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する警察官であるものとし、当該警察官について適用される第7条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる警察官に該当する警察官（前項の規定の適用を受ける警察官を除く。）には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第16項の規定による給料として支給する。
- （降任等相当給料表異動をした警察官に対する条例附則第17項の規定による給料の支給）
- 第8条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の警察官の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の警察官の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした警察官（第1項特例任用警察官又は第3項特例任用警察官から降任等相当給料表異動をした警察官を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官

（第4項各号に掲げる警察官を除く。）のうち、特定日に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該警察官が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる警察官には、特定日以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該警察官の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた警察官に対する前2項の規定の適用については、当該警察官について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした警察官であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官であって、次に掲げる警察官には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした警察官
  - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした警察官
  - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした警察官（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した警察官を除く。）
  - (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官

第9条 第1項特例任用警察官又は第3項特例任用警察官から降任等相当給料表異動をした警察官であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官（第4項各号に掲げる警察官を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる警察官には、降任等相当転任日以後、第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該警察官の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた警察官に対する前2項の規定の適用については、当該警察官について適用される第9条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用警察官又は第3項特例任用警察官から降任等相当給料表異動をした警察官であって、降

任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官であって、次に掲げる警察官には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした警察官
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給規則第22条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした警察官
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした警察官
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官  
（特例任用期間降格等警察官に対する条例附則第17項の規定による給料の支給）

第10条 特例任用期間降格等警察官（第3項特例任用警察官のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給規則第22条第3項の規定によるものに限る。）をされた警察官又は給料表異動により当該給料表異動後の警察官の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の警察官の職務の級より下位の職務の級となった警察官をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官（第4項各号に掲げる警察官を除く。）のうち、特例任用期間降格等警察官となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる警察官には、特例任用期間降格等警察官となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる警察官以外の警察官 特例任用期間降格等警察官となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等警察官となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の警察官の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の警察官の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした警察官 特例任用期間降格等警察官となった日の前日に特例任用期間降格等警察官となった日において適用される給料表の適用を受ける警察官への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等警察官となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等警察官となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等警察官となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該警察官の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等警察官となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた警察官に対する前2項の規定の適用については、当該警察官について適用される第10条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等警察官となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 特例任用期間降格等警察官であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官であって、次に掲げる警察官には、人事委員会の承認を得て定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等警察官となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした警察官
  - (2) 特例任用期間降格等警察官となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の警察官の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の警察官の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした警察官
  - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等警察官となった日までの間に降格（初任給規則第22条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした警察官
  - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした警察官
  - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官  
（警察法第56条の4第1項の規定による任命により警察官となった者に対する条例附則第17項の規定による給料の支給）

第11条 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をされた警察官のうち、特定任命日以後に育児短時間勤務等をした警察官であって、次の各号に掲げる警察官となり、特定任命日に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（特定任命日以後に第1号又は第2号に掲げる警察官となったものにあつては、特定任命日に当該各号に掲げる警察官となったものとした場合に特定任命日に同項の規定により当該警察官が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「特定任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる警察官には、特定任命日以後の当該各号に掲げる警察官となった日以後、第11条基礎給料月額と特定任命日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 特定任命日以後に現に育児短時間勤務等をしている警察官 特定任命日の前日に当該警察官が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。次号において「給与法」という。）第6条第1項に規定する公安職俸給表（1）の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 前号に掲げる警察官以外の警察官 特定任命日の前日に当該警察官が適用を受けていた給与法第6条第1項に規定する公安職俸給表（1）の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）

（人事交流等警察官に対する条例附則第17項の規定による給料の支給）

第12条 初任給規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された警察官（以下この条において「人事交流等警察官」という。）のうち人事交流等警察官となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に警察官であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等警察官となった日から引き続き給料表の適用を受ける警察官（第4項各号に掲げる警察官を除く。）のうち、特定日に条例附則第10項の規定により当該警察官が受ける給料月額（人事交流等警察官となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に警察官であつたものとして条例附則第10項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該警察官が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において

「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に警察官となったものとした場合に当該警察官が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第12条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる警察官には、人事交流等警察官となった日(特定日前に人事交流等警察官となった場合にあっては特定日)以後、第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察官の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該警察官の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等警察官となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等警察官について適用される第12条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等警察官のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等警察官となった日から引き続き給料表の適用を受ける警察官のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける警察官であって、次に掲げる警察官には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用警察官又は第3項特例任用警察官として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第16条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等警察官となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等警察官となった日後に給料表異動等をした警察官

(3) 人事交流等警察官となった日から特定日までの間に降格又は降号をした警察官

(4) 人事交流等警察官となった日(特定日前に人事交流等警察官となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした警察官

(5) 人事交流等警察官となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官  
(この規則により難い場合の措置)

第13条 条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の警察官との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。